

令和6年2月からの宮崎県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

令和6年3月25日
福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第1条 県は、令和6年度介護報酬改定での対応を見据えつつ、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、予算で定めるところにより、介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、「令和5年度介護職員処遇改善支援事業の実施について」（令和6年1月25日付け老発0125第5号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和5年度介護職員処遇改善支援補助金 実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に所在する別表「3 補助事業者」欄のいずれかに該当する事業を営む者
- (2) 補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第4号の規定により、令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金処遇改善申請書（計画書）（別記様式第1-1号）（以下「申請書」という。）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 介護職員処遇改善支援補助金計画書（施設・事業所別個表）（別記様式第1-2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(計画変更の承認)

第7条 規則第10条第2項本文の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金処遇改善変更申請書(計画書)(別記様式第1-1号)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 介護職員処遇改善支援補助金変更計画書(施設・事業所別個表)(別記様式第1-2号)
- (2) 変更収支予算書(別記様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30%以内の減とする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、概算払により交付する。

(補助金の交付請求)

第10条 第1条の補助金の申請を行い、交付決定を受けた補助事業者(以下「交付対象者」という。)が、審査支払機関(宮崎県国民健康保険団体連合会。以下「国保連」という。)に対し、令和6年2月分から5月分までに係る介護報酬の請求をしたことをもって、補助金の交付の請求があったものとみなす。

- 2 前項の請求の額は、交付対象者が国保連に請求をした前項の期間に係る介護報酬を基に算出した別表「5 補助額」とする。
- 3 第1項の補助金の交付は、交付対象者が申請書において届け出た口座(国保連に介護給付費等の振込先口座として登録している口座又は県に届け出た口座)に対し振り込むことにより行う。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、令和6年2月からの介護職員処遇改善補助金実績報告書(別記様式第3-1号)に次の書類を添えて、令和6年10月末日までにしなければならない。

- (1) 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(施設・事業所別個表)(別記様式第3-2号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

(書類の提出部数等)

第12条 国実施要綱、規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とし、その様式は、国実施要綱及び規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県介護職員処遇改善支援補助金に適用する。

別表（第2条、第3条及び第10条関係）

| 1 区分 | 2 補助対象経費 | 3 補助事業者（注1） | 4 交付率（注2） | 5 補助額（注3） | 6 補助率 |
|-----------------------------|---|------------------------|-----------|--|---------|
| (1) 介護職員処遇改善支援事業 | 令和6年2月から5月までの間、介護職員に対して2%程度（月額平均6,000円相当）の賃金改善を行うために必要な費用（注4） | 訪問介護事業所 | 1.2% | 「一月当たりの介護報酬総単位数（注5）」に「1単位の単価」及び「3 補助事業者」欄に定める補助事業者ごとに「4 交付率」欄に定める交付率を乗じた額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額） | 10/10以内 |
| | | 夜間対応型訪問介護事業所 | 1.2% | | |
| | | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 1.2% | | |
| | | (介護予防) 訪問入浴介護事業所 | 0.7% | | |
| | | 通所介護事業所 | 0.7% | | |
| | | 地域密着型通所介護事業所 | 0.7% | | |
| | | (介護予防) 通所リハビリテーション事業所 | 0.6% | | |
| | | (介護予防) 特定施設入居者生活介護事業所 | 0.8% | | |
| | | 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 | 0.8% | | |
| | | (介護予防) 認知症対応型通所介護事業所 | 1.4% | | |
| | | (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 | 1.0% | | |
| | | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 1.0% | | |
| | | (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 | 1.3% | | |
| | | 介護老人福祉施設 | 0.9% | | |
| | | 地域密着型介護老人福祉施設 | 0.9% | | |
| | | (介護予防) 短期入所生活介護事業所 | 0.9% | | |
| | | 介護老人保健施設 | 0.5% | | |
| (介護予防) 短期入所療養介護事業所（老健） | 0.5% | | | | |
| 介護医療院 | 0.3% | | | | |
| (介護予防) 短期入所療養介護事業所（病院等・医療院） | 0.3% | | | | |

(注1)

・交付対象期間の各月において、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、国実施要綱「6 賃金改善等の要件」を満たす介護サービス事業所等を指す。

・ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。

・申請時点で、令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている介護サービス事業所等は、本事業の対象外とする。

・令和6年3月末で経過措置期間の期限が到来する介護療養型医療施設については、令和6年4月以降、「3 補助事業者」に掲げる介護サービス事業所等への移行が決まっている場合に限り、本事業の対象とする。

・介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）に加え、サービスA（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村においてベースアップ等加算に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限り、本事業の対象とする。

(注2)

・介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護事業所と、通所型は通所介護事業所と同じ交付率とする。

(注3)

・国実施要綱「4 対象事業所、対象者及び対象期間」の要件を満たす介護療養型医療施設については、令和6年2・3月分の補助額は、介護療養型医療施設の総報酬に介護医療院と同じ交付率を乗じた額とし、令和6年4・5月分の補助額は、移行後のサービスの総報酬に当該サービスの交付率を乗じた額とする。

(注4)

・介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能であるが、本事業が介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施すること。

(注5)

・介護サービス事業所等における基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。

・令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。

・介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を2か月間対応する（令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映させる。）。